

表-7 水道水水質検査基準頻度

項	項目	水質基準	新旧の別	検査頻度	ただし書き
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること		毎月	
2	大腸菌	検出されないこと		毎月	
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること		1回/3ヶ月	1回/1年(水源に汚濁物質を排出する施設の設置状況から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果がすべて基準値の1/5以下であるとき)
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること		1回/3ヶ月	1回/3年(水源に汚濁物質を排出する施設の設置状況から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果がすべて基準値の1/10以下であるとき)
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること		1回/3ヶ月	1回/1年(水源に汚濁物質を排出する施設の設置状況から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果がすべて基準値の1/5以下であるとき)
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること		1回/3ヶ月	1回/3年(水源に汚濁物質を排出する施設の設置状況から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果がすべて基準値の1/10以下であるとき)
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	0.00005mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
21	ベンゼン	0.01mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
22	塩素酸	0.6mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
23	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
24	クロロホルム	0.06mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
26	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
27	臭素酸	0.01mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
28	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
30	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
31	ブromホルム	0.09mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること		1回/3ヶ月	1回/1年(水源に汚濁物質を排出する施設の設置状況から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果がすべて基準値の1/5以下であるとき)
35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること		1回/3ヶ月	1回/3年(水源に汚濁物質を排出する施設の設置状況から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果がすべて基準値の1/10以下であるとき)
36	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
39	塩化物イオン	200mg/l以下であること		毎月	1回/3ヶ月(連続的に計測・記録がなされている場合)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること		1回/3ヶ月	1回/1年(水源に汚濁物質を排出する施設の設置状況から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果がすべて基準値の1/5以下であるとき)
41	蒸発残留物	500mg/l以下であること		1回/3ヶ月	1回/3年(水源に汚濁物質を排出する施設の設置状況から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果がすべて基準値の1/10以下であるとき)
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること		1回/3ヶ月	
43	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジュオスミン)	0.00001mg/l以下であること		毎月	水源におけるかび臭を算出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかである期間を除く
44	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001mg/l以下であること		毎月	
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること		1回/3ヶ月	1回/1年(水源に汚濁物質を排出する施設の設置状況から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果がすべて基準値の1/5以下であるとき)
46	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること		1回/3ヶ月	1回/3年(水源に汚濁物質を排出する施設の設置状況から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果がすべて基準値の1/10以下であるとき)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること		毎月	
48	pH値	5.8以上8.6以下であること		毎月	
49	味	異常でないこと		毎月	
50	臭気	臭気異常でないこと		毎月	1回/3ヶ月(連続的に計測・記録がなされている場合)
51	色度	5度以下であること		毎日	
52	濁度	2度以下であること		毎日	